

嘉手納基地所属 F-15 戦闘機の墜落事故に対する意見書

5月28日午前8時43分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が国頭村安田の東南約59キロ沖合の海上に墜落する事故が発生した。

以前から欠陥機と指摘され、老朽化も不安視されているF-15戦闘機は、空中接触事故、補助翼の一部落下事故、訓練用照明弾の落下事故、相次ぐ緊急着陸等、度重なる事故にとどまらず、過去にも数回にわたり墜落事故が発生しており、平成19年には米国ミズーリ州で起きた空中分解後の墜落を受け飛行停止措置が取られたが、「空軍全体へ通達された整備指導要領に基づき広範囲かつ入念な点検を行った」として、周辺住民の事故を危惧する声を無視するかのよう飛行が再開されている。

後を絶たない事故に米軍への不信感が募る中、一歩間違えれば大惨事となりかねない今回の事故に、墜落の恐怖に毎日の生活を脅かされている住民の不安と怒りは増すばかりである。

事故が起こるたびに抗議行動等を展開し、再三再四にわたり「再発防止」・「安全管理の強化」等を強く申し入れてきたにもかかわらず、またしてもこのような事故が起きたことは断じて容認できるものではなく、トラブルが相次ぎ欠陥機と断言せざるを得ないF-15戦闘機については、嘉手納基地からの「全面撤退」しかあり得ない。

よって沖縄市議会は、嘉手納基地所属F-15戦闘機の墜落事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. F-15戦闘機の嘉手納基地からの全面撤退を強く求める。
2. 全ての米軍機について徹底した整備と安全管理の強化を図ること。
3. 墜落原因を徹底的に究明し、早急に公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年5月31日
沖縄市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長